

件名	東北大学大学院工学研究科と石巻市との包括連携協定について
1 趣旨	東北大学大学院工学研究科と石巻市がそれぞれ有する人的資源、知的資源の交流、活用を図りながら、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した研究の深化、未来を担う人材の育成に寄与することを目的とし、両者の連携・協力に関する協定を締結するもの。
2 主な経過	(1) 石巻市震災復興推進本部の設置（4月15日） (2) 震災復興ビジョン有識者懇談会（5月15日） (3) 震災復興ビジョン有識者懇談会（5月22日） (4) 震災復興基本計画市民検討委員会（6月14日）
3 内容	(1) 連携事項 ア 東日本大震災からの復興に向けた施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること イ その他、目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項 (2) 協定期間：5年間（自動更新）
4 今後の予定	(1) 震災復興推進本部（専門部会等）への東北大学及び専門関連組織の支援 (2) 震災復興ビジョン有識者懇談会への人的、知的資源の提供 (3) 震災復興基本計画市民検討委員会に対する人的、知的資源の提供 (4) 復興基本計画の策定に対する人的、知的資源の提供 (5) 復興基本計画策定後の復興事業等に対する支援
5 その他	震災復興基本計画の策定のほか、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した地域課題の解決について、継続的かつ包括的に連携・協力していく。

東北大学大学院工学研究科と石巻市との包括連携に関する協定書

東北大学大学院工学研究科(以下「甲」という。)と石巻市(以下「乙」という。)とは、東日本大震災を契機に、相互の連携・協力に関し、次のとおり包括協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が、包括的な連携のもとに相互に協力し、それぞれが有する資源の積極的な活用を図りながら、地域社会の復興と発展、社会ニーズに対応した研究の深化、さらには未来を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 東日本大震災からの復興に向けた施策推進や地域課題の解決に係る人的資源、知的資源の活用に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するため、両者が協議して必要と認める事項

(連絡調整)

第3条 甲と乙は、本協定に基づく取り組みの円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果があがるよう、継続的に意見交換を行う。

(守秘義務)

第4条 甲と乙は、この協定に基づく連携・協力を行うに際して知り得た情報については、適切な管理を行うとともに、相手方の同意を得ずに第三者に対して開示してはならない。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間、協定締結の日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙からの特段の申し出がない場合には、その有効期間をさらに5年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、
両者協議の上決定する。

本協定の締結を称するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各々1通を
保管する。

平成23年6月23日

甲 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6番6号

国立大学法人 東北大学大学院工学研究科長
内 山 勝

乙 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市

市長 亀 山 紘